

の引用が少ないこと、逆に菩薩戒関係章疏及び梵網經關係章疏に引用が多いことが判明した。

また各宗の戒律關係章疏作製の空白的時間、法相宗での善珠(723-797)と貞慶(1155-1213)の間、律宗での元開(779-)と実範(-1144)の間、真言宗での空海(774-835)と有快(1345-1416)の間、天台宗での源信(942-1017)と円琳(1174-)の間という研究空白の時間があることが判明し、十二世紀以前の戒律關係章疏に新羅諸師の引用が少なく、あっても引用頻度は僅かであること、逆に十二世紀以降の戒律關係章疏に新羅諸師引用が多くなることが判明した。特に十二世紀後半からは律宗や真言律宗では太賢の『菩薩戒本宗要』『梵網經古述記』、元曉の『梵網戒本持犯要記』等の注釈書が著され、中国諸師章疏の引用を凌駕するほどにもなっていることが窺われる。

尚、本発表は平成一八―平成二一年度科学研究補助金基盤研究(C)「十二世紀末までの日本各宗にみられる新羅・高麗仏教に対する認識に関する研究」(課題番号一八五二〇〇四五)による研究成果の一部である。

華嚴思想における理と事

——プラトニズムを見る——

宮野 升宏

法蔵の『華嚴經探玄記』(国訳一切經所収)によつて「事事無礙」の根拠としての「理と事」の意味合いを明らかにしてみ

たい。先ず、「能詮の教体」の説(巻第一、第六章)に注目する。A「理事無礙」については、○「一切の教法は挙体真如なるも事相の歴然として差別することを礙へざる」と、また○「真如の挙体が一切法と為るも一味湛然として平等たることを礙へざる」と説く。「事」としての諸の教法が「理」としての真如であっても諸教法を差別することを礙げることではない、そして、「理」としての一体的な真如が「事」としての諸法を「つくりあげる〔為〕」としても真如の一味平等を礙げることはない、ということである。法蔵はさらに、波は湿性〔湿体〕をもつ水と一つである〔即〕としてもその動相は礙げない、そして、水は差別相をもつ波と一つであるとしても湿性を失うことはない、と、喩言を与える。かくして、「理と事とは混融無礙にして、唯一の無住不二の法門あるのみ」となる。礙然は、「理事融通して、この無礙を具するを、理に異ならざるの一と謂ふ。事に具に理を攝する時、かの理に異ならざるの多事をし、所依の理に随ひて一の中に皆現ぜしむ。」(『華嚴法界義鏡』「法性融通」と述べる。B「事事無礙」については、B―「事事相在(相入、相容)」「二在一切中」とB―「事事相是(相即)」「(一即一切)」という二側面から説かれる。すなわち、理事無礙を前提とすれば、一教法(事)は全く「真理」(理)であり得る。ところが、「真理」は一切の事(一切法)の中に遍在する、そしてまた、それと為る。それゆえに、理に同ずる一の教法も理のごとくして、他の一切の事(一切法)の中に遍在する、そしてまた、即ち是れそれである。(この「一は…」と逆の「一切は…」の方も同様に立て得る。)ところで、す

に文中に表現されていることであるが、「一即一切」「一在一切中」などの句における「一切」とは、「一切法・一切諸法・万法」とも言えるものであつて、ここでは「一切の事法の一一」を表していると考えてよい。加えて法蔵は、「事事無礙」の世界の在り方を説明する規定を十個挙げている。「所詮」の義理としての「十玄縁起無礙法門」の説(第十章)である。その中で、④「広狭自在無礙門」では、一蓮華を一事法の例として、「彼の華葉は法界に普周して而かも本位を壊せず。」と説くが、澄観(『華嚴經疏鈔』玄談)は、広とは事が理の如く遍ずるを言い、狭とは事相を壊せざるを言う、などと理解するが、上のAの確認にもなっている。⑤——「一多相容不同門」では、「此の華葉は己れを舒べて遍く一切の法界の中に入れ、即ち一切を摂して己れの内に入れしむ。舒と摂とは同時にして既に障礙すること無し。」と説くが、この一切・一切一の相入は、事象のはたらき〔用〕によって起こる。⑥——「諸法相即自在門」では、「此の一華葉は己れを廃して他に同ずる時は体を挙げて全く是れ彼の一切の法なるなり。而かも恒に他を摂して己れに同ずる時は全く彼の一切の法は即ち是れ己れの体なるなり。一と多と相即し混じて障礙すること無し。」と説くが、この一切・一切一の相即は、事象そのものの〔体〕の見方から、それぞれ「異体」・「同体」の関係とされる。

かく見てくると、「事事無礙」はいずれの関係においても、「理」を媒介としてはじめて成り立つと言ふことができる。井筒俊彦氏は、「理事無礙」は「事事無礙」の根拠であり、「前者なしには決して後者は成り立ち得ないと言ふ。華嚴の世界に

おいては事・事事の成立の背後には徹底して理(真如)が関与しているというように見ると、事象(現象)の背後に真実在としてのアイデアを予想するプラトン哲学が思い出される。どちらの思想においても、二元的な原理を立てながら、二者を対立のままにおくのではなく、「密接不離な関係」状態(融通無礙、分有・与つてゐること)を保持するのである。

日本中世の寄進状について

稲城正己

寺院への土地や財貨の寄進は、寺院の経済活動と理解すべきではない。上島有が指摘しているように、寄進は寺院財産の蓄積や僧侶の利益のためではなく、法会の開催や經典の読誦のような、一切衆生と自己の成仏のための利他行として行われるのである。カール・ポランニーが指摘しているように、前近代社会では、人間や共同体の結びつきの中に経済的關係は埋め込まれ、〈経済〉という独自の領域が存在していたわけではない。寄進は、土地や財貨と宗教がもたらす利益との〈交換〉ではないのだ。したがって寄進の理解には、マルセル・モース、今村仁司、藏持重裕のような「贈与論」の視点が重要となる。

笠松宏至や永村眞が指摘しているように、仏・菩薩等に対する寄進は、土地や財貨を世俗的な人間関係の領域外に「仏物」として分節することであるから、たとえ僧侶であっても、それ